

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

令和 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 印

□チェック欄（該当する項目のいずれかにチェックを入れてください）

1 《領収証書の写しを貼付する場合》

- 当事業所は、現在、伊佐市の特別徴収義務があり、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。

→ 直近の領収証書の写しを貼付してください

こちらに直近の領収証書の写しを貼り付けてください。

2 《伊佐市内に事業所がなく居住する従業員等もない場合》

- 当事業所は、伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がいません。

注）以下のチェック項目に該当する場合は、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で確認を受けてください。

3 □	《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》 当事業所は、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しています。	伊 佐 市 確 認 印	
4 □	《特別徴収義務がない場合》 当事業所は、個人住民税について特別徴収義務のない事業所です。	伊 佐 市 確 認 印	
5 □	《特別徴収義務があるが実施していない場合》 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。 つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。	伊 佐 市 確 認 印	

注）5 の誓約による申請は、1 回だけの特別措置です。次回の申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請できません。

『特別徴収事業者であること』が入札参加申請の要件に加わります。

個人住民税の特別徴収制度は、地方税法や各市町村の条例等で定められており、所得税の源泉徴収をしている従業員がいる場合は、特別徴収することが義務づけられています。

伊佐市では、法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、平成 27 年度からの入札参加資格審査申請において、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを要件に加えました。そのため、入札参加資格審査申請の際には「**個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書**」の提出が必要となります。

《記載要領》

●（共通）

本様式は、伊佐市の入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために提出いただく書類です。

1 《領収証書の写しを貼付する場合》

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、伊佐市から発送される所定の様式で納入されている場合は、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを貼り付けてください。

※最近のいずれか 1 ヶ月分で構いません。

※伊佐市の確認印は不要です。

※ここでの特別徴収に係る領収証書とは、伊佐市から発行される納入書と一緒に綴られている領収証書のことをいいます。

領収証書見本
(特別徴収義務者の
記載があります。)

鹿児島県伊佐市		個人住民税 領収証書 ㊤	
市区町村コード	口座番号	加入者名	
4 5 2 2 4 1	02000-7-960038	伊佐市会計管理者	
指 定 番 号		納入金額(1)	
		円	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		給与分 (一般徴収 分を含む)	値 千 百 十 万 千 百 十 円
		納 退 職 人 所得分	
		金 延滞金	
納期限		額 督促 手数料	
		(2) 合計額	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印	
生 所 在 地			
又 は 所 在 地			
氏 名			
又 は 名 称			
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)	

2 《伊佐市内に事務所がなく居住する従業員等もない場合》

伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、該当項目のチェック欄にチェックを記入してください。

※伊佐市の確認印は不要です。

3 《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》

個人住民税の特別徴収を実施しているが、伊佐市から発送される所定の様式の領収証書の写しが貼付できない場合（以下の場合等）については、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で「特別徴収を実施していること」の確認を受けてください。

【想定される状況】

- ・ 地方税納付代行サービスを利用して納税している場合
- ・ 督促状によって納税した場合
- ・ 市町村の窓口等で、所定の納入書以外の納付書で納税した場合
- ・ 特別徴収の手続きを行ったが、納入開始前の場合や納入すべき個人住民税が発生しなかった場合
- ・ 滞納処分によって徴税が行われた場合

※伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

4 《特別徴収義務がない場合》

所得税法第184条に規定する「常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払いをする者」であり、所得税の源泉徴収義務がない事業所である場合等については、個人住民税の特別徴収義務がない事業所として証明することになります。

※個人事業主の方は、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し（いずれかの書類の「給料賃金の内訳」部分を確認します。）を持参し、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で「特別徴収義務がないこと」の確認印を受けてください。

※伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

5 《特別徴収義務があるが実施していない場合》

この誓約は、現在、特別徴収義務がありながら実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収への切り替えが間に合わない等、真にやむを得ない場合に使用するものです。

遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）で確認印を受けてください。

なお、誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回の入札参加資格申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請することができません。

※伊佐市内に事業所（支店、営業所等を含む。）がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

問い合わせ先

伊佐市役所（大口庁舎）税務課市民税係

電話番号：0995-23-1311（内線 1186～1189）

個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書フロー図

- 手順1 あなたがどのケースに該当するか、下記のフロー図により判断してください。
手順2 どのケースに該当するか判断できたら「個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書」のケースにチェックを記入し、それぞれの書類等を準備してください。
ケース3から5までの場合は伊佐市から確認印が必要になります。

1 伊佐市内に事務所または事業所があり、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がいますか。

はい

いいえ

ケース2

2 あなたの事務所または事業所には、次の2つの条件を満たす被雇用者がいますか。
①課税年度の前に貴社（貴方）から給与支払いを受けた。
②課税年度の4月1日において給与の支払いを受けている。
※常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等を支払っている場合は「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

3 被雇用者の給与等について個人住民税の特別徴収を実施していますか。

はい

いいえ

4 直近に特別徴収した住民税を伊佐市に納入したことがある。

はい

いいえ

5 上記4で納入した領収証書を保管している。

はい

いいえ

ケース1

ケース3

ケース5

ケース4

※各ケースの詳しい説明は次のとおりです。

ケース 1

○あなたは、既に特別徴収を実施しており、直近の領収証書も保管されています。
→ **1 《領収証書の写し貼付する場合》**にチェックして、領収証書の写しを貼付してください。この場合、伊佐市の確認印は不要です

ケース 2

○あなたは、伊佐市内に事業所がなく居住する従業員等もいません。
→ **2 《伊佐市内に事業所がなく居住する従業員等もない場合》**にチェックしてください。この場合、伊佐市の確認印は不要です

ケース 3

○あなたは、既に特別徴収を実施しておりますが、直近の領収証書がありません。
→ **3 《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》**にチェックして、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）に提出し、「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

ケース 4

○あなたは、特別徴収を行っていただく必要はありません。
→ **4 《特別徴収義務がない場合》**にチェックして、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）に提出し、「特別徴収義務がないこと」の確認を受けてください。
※個人事業主については、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写しまたは「青色申告決算書」の写しを持参してください。

ケース 5

○あなたは、特別徴収を行っていただく必要があります。
→ **5 《特別徴収義務があるが実施していない場合》**にチェックして、伊佐市税務課（大口庁舎）又は地域総務課（菱刈庁舎）に提出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始する「誓約」をし、その確認を受けてください。